

太田市自主防災組織防災事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織が大規模地震、風水害等の災害による被害を未然に防止し、又は軽減するために行う防災訓練等に対し補助金を交付するもので、その交付に関しては、太田市補助金等に関する規則（平成17年度太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、市内15地区ごとに組織される市民による防災組織をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次に掲げる自主防災事業とする。

- (1) 防災訓練事業
- (2) 防災に関する広報及び啓蒙活動事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に掲げる対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 報償費
- (2) 需用費
- (3) 食糧費
- (4) 使用料及び賃借料
- (5) 保険料
- (6) 備品購入費
- (7) 防災に関する講習会等の参加費
- (8) 防災に関する資格等の取得のための試験受験料
- (9) 防災に関する資格等の認証のための登録料
- (10) その他市長が特に必要と認めた経費

(補助金額)

第5条 補助金額は、前条の補助対象経費の2分の1以内の額（その額が6万円を超えるときは、6万円とする。）とする。

(書類の整備等)

第6条 補助金の交付を受けた自主防災組織は、対象事業に係る収入及び支出についての

証拠書類を整備し、当該対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定により補助金の交付を受けた自主防災組織については、第6条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。